

徳島県監査委員公表第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく職員措置請求に係る監査の結果について、同条第4項の規定により、次のとおり公表する。

平成24年9月24日

徳島県監査委員	西	正二
同	川村	廣道
同	原	孝仁
同	元木	章生
同	岩丸	正史

（監査の結果）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく職員措置請求に係る監査の結果は、次のとおりである。

平成24年9月11日

徳島県監査委員	西	正二
同	川村	廣道
同	原	孝仁
同	元木	章生
同	岩丸	正史

請求の受付

第1 請求書の提出

平成24年7月27日に、海部郡牟岐町 久保田功 から提出のあった請求書は、所要の法定要件を具備しているものと認め、同年8月10日、これを受理した。

第2 請求書の要旨

- 1 氏名不詳の徳島県水産課職員は、平成24年5月31日、連絡文書を、請求人に対し配達証明書で郵送された（以下、「本件郵便物」という。）。郵便料金は800円である。
- 2 本件郵便物の内容は、一般的な連絡文であり、特に重要なものは記載されていない。電話又はFAXでも済むものであり、配達証明で送る必要性はまったくない。郵送で送るのであれば、郵送料80円の普通郵便で十分である。
- 3 氏名不詳の徳島県水産課の職員は、80円の郵送料で済むところ800円の郵送料にしたものであるから、これにより、徳島県は720円の無駄な支出を余儀なくされた。これは、他人の金なら湯水のように使うという公務員の悪癖の典型であり、

お手盛り行政であり，財政が困難な今日に過大な負担となっている。

他の郵便物は普通郵便で送っている。（本件文書より重要なもの）

又，指導する立場にある徳島県職員が，このような常識が分らないのは，上司の部下に対する教育指導の怠慢と思われる。

4 よって，本件郵便物を配達証明で送ったことは，地方自治法 2 条 1 4 項及び地方
財政法 4 条 1 項の各規程に違反する違法又は不当な公金支出である。

5 本件違法につき，徳島県は 7 2 0 円の損害を被っている（8 0 0 円 - 8 0 円）。
徳島県知事は，この損害を徳島県に対し補填する義務がある。

6 よって，請求人は，徳島県監査委員が，上記の違法又は不当な公金支出について
責任を有するものに対して当該損害の補填を求めるほか，その他「必要な措置」を
とるよう徳島県知事に対して勧告することを求める。

（以上，原文のまま記載した。なお，事実証明書の掲載は省略した。）

監査の実施

1 監査請求人の証拠の提出及び陳述

監査請求人（以下「請求人」という。）に対して，地方自治法（昭和 2 2 年法律第
6 7 号。以下「自治法」という。）第 2 4 2 条第 6 項の規定により，平成 2 4 年 8 月
2 9 日に証拠の提出及び陳述の機会を与えたが，請求人は，陳述（陳述に代わる陳述
書の提出を含む。）を欠席し，新たな証拠書類も提出されなかった。

2 監査対象機関に対する監査の実施

農林水産部ブランド戦略総局水産課（以下「水産課」という。）を監査対象機関と
し，調書の提出を求め，平成 2 4 年 8 月 2 9 日に監査を行った。

監査の結果

本件措置請求における請求人の主張は，そのいずれにも理由がないものと判断し，棄
却する。

決定の理由

1 事実の確認

水産課の関係職員からの聴取及び関係書類などに基づき把握された事実関係は，概
ね次のとおりである。

（ 1 ）本件郵便の態様

ア 郵送方法

平成24年5月31日付けの消印がある配達証明郵便であり、封筒の表面には100円切手を8枚貼付している。

イ 郵便料金及び内訳

合計郵便料金 800円

(内訳)

・普通郵便料金 80円

・一般書留料金 420円

・配達証明料金 300円

ウ 封筒の宛名

牟岐東漁業協同組合

(2) 本件郵便の内容物

ア 文書の日付及び文書番号

平成24年5月31日付け、水第123号

イ 文書の件名

臨時総会の議決に対する指導に対する報告(H24.5.20付け)に係る指導について(通知)

ウ 発信者名

徳島県農林水産部ブランド戦略総局水産課長

エ 受信者名

牟岐東漁業協同組合代表理事組合長職務執行者

(3) 水産課における郵便切手の使用手続

水産課担当者が、徳島県所定の立案用紙により、通知文案、発送方法などを起案し、水産課長の決裁を受け、決定した発送方法を採用する場合に必要な額の郵便切手を使用している。また、郵便切手の使用に当たっては、徳島県会計事務取扱規程(昭和39年徳島県告示第146号)第25条第1項第2号に定める郵便切手受払発送簿に、年月日、発送先、払出数量などを記載し、所要の決裁を受け使用している。

なお、文書の重要性に応じた発送方法などを定めた規則は、徳島県に存在しない。

2 判断

(1) 請求人の主張

本件職員措置請求書における請求人の主張を整理すると、次のとおりとなる。

ア 本件郵便物の内容は、一般的な連絡文であり、特に重要なものは記載されておらず、配達証明郵便で送る必要性は全くなく、普通郵便で送れば十分である。

イ 本件郵便物は普通郵便80円で十分であるにもかかわらず、配達証明郵便800円で送ったことは、自治法第2条第14項及び地方財政法(昭和23年法律第109号。以下「地財法」という。)第4条第1項の各規定に違反

する違法又は不当な公金支出である。

(2) 配達証明郵便で送付することの必要性

請求人は、本件郵便物の内容は、一般的な連絡文であり、特に重要なものは記載されておらず、配達証明郵便で郵送する必要性は全くない旨を主張しているため、このことについて検証する。

まず、配達証明郵便であるが、配達証明郵便とは、郵便事業株式会社が提供する商品サービスであり、郵便物を配達又は交付した際に当該郵便物を配達した事実を証明する書類を差出人に送付することにより、当該郵便物を配達又は交付した事実を証明するサービスである。

本件文書を配達証明郵便により送付した目的及び必要性についてであるが、水産課の説明によると、請求の対象となった文書（以下「対象文書」という。）は、業務上必要な指導を行った重要な文書であり、かつ、期限を設けて報告を求めたことから、名宛人に確実に到達したことを把握するとともに、本件指導経過を記録しておく必要性があったとのことである。

なお、対象文書については、文書の形式、報告の期限及び送付方法などの定めが法令及び徳島県規則などに無く、徳島県事務決裁規程（昭和42年徳島県訓令第160号）において、課長が指導、助言などの決裁権限を有していることから、水産課では、配達証明郵便とする必要性及び経済性について水産課長と十分協議を行い、文書の形式、内容及び報告の期限を決定するとともに、配達証明郵便で送付する必要があると判断している。

もし、仮に配達証明郵便を利用せず普通郵便で対象文書を送付した場合には、対象文書が到達したことの証明書を得ることができず、指導経過を記録できなくなることから、配達証明郵便を利用した水産課の判断は、妥当であるといえる。

よって、「本件郵便物の内容は、一般的な連絡文であり、特に重要なものは記載されておらず、配達証明郵便で送る必要性は全くなく、普通郵便で送れば十分である。」とする請求人の主張には、理由が認められない。

(3) 本件郵便料金支出に係る違法性

請求人は、「本件郵便物を配達証明郵便で送ったことは、自治法第2条第14項及び地財法第4条第1項の各規定に違反する違法又は不当な公金支出である。」旨を主張しているが、徳島県において郵便切手は、物品のうち消耗品類として各所属が管理し、使用する際に当該郵便切手を払い出しており、これは、自治法第232条の3から第232条の5に規定する支出手続きを伴ったものではないが、本件判断を行うに当たっては、公金の支出として整理した上で検証する。

自治法第2条第14項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、（中略）、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と定め、また、地財法第4条第1項は「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定しているところ、対象文書を送付する方法として配達証明郵便を利用したことが、目的を達成す

るための必要且つ最少限度のものとなっているかどうかの判断が重要となるため、この視点から検討を行ってみる。

対象文書は、封筒を含む重量が25グラム未満である定型郵便であり、通常、このような郵便物の料金は80円である。

しかし、この方法は、内容物を送付することだけが目的であるならば、現在ある制度の中で最も安価であるものの、内容物が名宛人に到達したことの証明書類を得ることはできない。前述のとおり、水産課は、対象文書が名宛人に到達したことを証明できる証拠書類を得ることが、以後の指導のために必要であったとしており、このことからみても、配達証明郵便を利用することにより郵便物等配達証明書を得ようとした水産課の判断は、妥当といえる。

また、配達証明郵便を利用することとは別に、公文書の交付先を直接訪問し、役員又は職員に対し当該公文書を手交する方法があるが、公用車の利用などを考慮した場合、経費を同等若しくは安価に抑えることができると容易に推察できる配達証明郵便としたことには、合理的な理由があると認められる。

なお、対象文書のような信書を送付する業は、郵便法第2条及び第4条により原則、郵便事業株式会社より他に行えないため、郵便事業株式会社の配達証明サービスを利用したことは、当然のことといえる。

よって、「本件郵便物は、普通郵便80円で十分であるにもかかわらず、配達証明郵便800円で送ったことは、自治法第2条第14項及び地財法第4条第1項の各規定に違反する違法又は不当な公金支出である。」とする請求人の主張には、理由が認められない。